

第1回市民自治推進委員会議事概要

1 日 時 令和2年5月27日（水） 15:00～16:50

2 会 場 鳥取市人権交流プラザ 2階研修室

3 出席者

(1) 委 員 中川委員長、下澤委員、佐々木委員、椿委員、宮崎委員、清水委員、鈴木委員、西上委員（順不同）8名出席

(2) 鳥取市 （協働推進課）谷口課長、宮谷課長補佐、清水主事
（生涯学習・スポーツ課）山本係長

4 議 事

※都合により、説明・報告事項と協議事項は一部順番を入れ替えて進めています。

(2) 協議事項

①市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について
（事務局）

【資料3説明】

(委員長)

審査会の委員に手を挙げる方はおられるか。

立候補により、清水委員に決定。

(委員)

審査が書面決議という話だったが、どのようにされるのか。資料だけを見て判断するということになるのか。

(事務局)

資料を見て採点する形式になると思うが、質問があれば提案団体に返して回答してもらい、その回答内容も含めて採点してもらおうよう、審査会にお願いしている。

(1) 説明・報告事項

①令和2年度 年間スケジュールについて

(事務局)

【資料1説明】

(委員長)

本年はこういったスケジュールでいきたいと考えている。

(委員)

5月26日に市の新型コロナウイルス感染症対策本部の方針が出た。その中では8月1日の段階でイベント等もできるとされていたので、フォーラムのやり方を変えるという結論を出すのは早いのではないか。

(事務局)

対策本部の方針で、このまま何もなければ8月1日からイベント等ができるとされている。今年は自治基本条例見直しの時期であり、パブリックコメントもさせていただこうと考えている。パブリックコメントの時期は今年の秋を目指しており、その前に市民の方の関心をこの協働のまちづくりに向けていきたいという思いがあるので、フォーラムの代替案を8月までに実施できたらと考えている。

そのため、8月まで待って、再度イベント等の開始時期が延期となってしまうと困るので、今回は当初予定していた5月のフォーラムを中止にさせていただき、代替案を夏にできたらと考えている。

(委員長)

年間スケジュールはこのようにさせていただき、万が一コロナウイルスの第二波、第三波が来た場合は、また皆さんにお諮りさせていただきたい。

(2) 協議事項

②参画と協働のまちづくりフォーラムの代替事業について

(事務局)

【資料4説明】

(委員)

取り組みの紹介にある3つの地区とは明治地区、用瀬地区、佐治地区ということか。それとも他の地区を想定されているのか。

(事務局)

事務局のイメージだが、①は明治地区、②は佐治地区、③は新しい取り組みとして自治会を中心に活動されている賀露地区にお願いできたらと考えている。それぞれの地区にはまだ打診していないので、これから話をして受けてもらえたらと考えている。

(委員)

DVDを公民館に配布するということだが、どのように上映していくのか。宝の持ち腐れにならないよう、方法を具体化した方がよい。

(事務局)

いなばぴょんぴょんネットによる行政番組放送について、市はテーマを分けた年間5本の行政番組を放送するという事としており、その枠の1本をこのフォーラム代替事業に使うというものである。この放送は幅広くどなたでも見ていただけるものとしている。放送内容を保存したDVDを各地区公民館に配布し、令和3年度の取り組みに向けて参考にしていただきたいと考えている。

(委員長)

鳥取市では、多くの地区でまちづくり協議会や地区公民館が地域運営の軸になっているので、そこにDVDを配らせてもらうということだと思う。

DVDを誰に見せるのかという部分も大事だと思うので、配布するときにはまずまちづくり協議会で見てもらい、その後地域のPTAで見てもらうなど、関係者にはある程度使い方を示すのもいいと思う。

(事務局)

まずはまちづくり協議会の皆さんに番組を見ていただきたいと考えている。DVDを配布するときは、使い方についても提案させていただきたいと思う。

(委員)

DVDを作って周知していくためには、それぞれの地域の人材育成の場を使っていたくのがよいと思う。

(委員長)

参画と協働のまちづくりフォーラムの代替事業の手法として、8月上旬に番組を放送するという事によろしいか。

⇒ 異議なし。

徐々にモデルになりそうな地区は手が挙がってくると思うので、どこを重点的に声かけしたらよいか、少し情報を集めていただいて、次に踏み出しそうなどころにはぜひ DVD を見ていただくといいかと思う。

③自治基本条例の見直しについて

(事務局)

【資料 5 説明】

(委員長)

この資料は、皆さまから条例に対する指摘をいただき、事務局でまとめて、前回の小委員会である程度整えさせていただいたものである。

見直しのポイントは大きく 2 つある。1 つはまちづくり協議会を明確化するか、他に活動する団体もあるので、「まちづくり協議会等」とするかである。

もう 1 点は、危機管理と中核市の部分である。この部分についてもしっかり書いておかないといけない、という話だった。

(委員)

まちづくり協議会がどんな活動をしているか、分かっていない方もいる。これまでも参画と協働のまちづくりを目指して取り組んでいるため、わざわざここでまちづくり協議会を位置づけなくてもいいのではないかと考えている。

(委員)

それぞれ地域によって色々だと思う。私は、まちづくり協議会はまちづくりをする上で重要な会だと考えている。まず地域課題を集めて、それらを解決していく。そういった活動でないと地域づくりに結びつかない。

公民館の提言の部分に触れるが、提言の中で、公民館はこうあるべきだと、職員はこういうコーディネーター機能を持つべきだということが書かれている。一方で、自治基本条例見直しの「(3) その他」の部分には、地区公民館や地域コミュニティの位置付け、地区公民館職員等の役割については意見として答申するか検討するとある。この住み分けはしっかりしないといけないと思う。

(事務局)

前回の小委員会で公民館の役割の話があり、公民館の今置かれている立場や、公民館職員の職務のことは、教育委員会の社会教育委員会議、公民館運営審議会及び生涯学習推進協議会で提言をまとめており、それが公表できる形になった

のでご紹介させていただいた。

公民館の役割のところについては、教育委員会の提言の内容を尊重させていただきたい。引用や、提言を紹介する形で、意見として述べさせていただくかなど、一度小委員会の方で話していきたい。

自治基本条例の方では、そこまで踏み込まず、地域コミュニティのあり方について、もう一度事務局の方で、他市の事例などを参考に見ていただき、議論していただきたいと思って準備を進めている。

(委員長)

鳥取市は色々な形でまちづくり協議会を作ってきた経緯があり、その中で機能しているところもあれば、特定の人たちだけが活動するにとどまっている地区もあり、グラデーションのようになっていることは、以前までの会議でも状況把握をしているところである。

各地域で状況によってやり方を変えていくという方法は2つある。1つは、既存の公民館事業としてされている活動を、公民館職員の方が足りないので、まずはやりたいことを減らすという方法がある。もしくは地域の中でやれる人に手を挙げていってもらい、新しく参加してもらおう。つまり、1つひとつの館の運営をどうするのかは、その地域の中の人で話してもらったりしないといけない。

今回の話は、モデルになりそうなところとして、手を上げるようなところには、まちづくり協議会のような人たちでまず地域運営を一緒に考えていく軸にしましょうと、そろそろ位置付けた方がいいのではないかという話である。

(委員)

地域に格差があり、弱い所の地域をどう補強していくかは、行政がリーダーシップを発揮すべきところではないだろうか。

(委員長)

それは各地区で、心配に思う方がまちづくり協議会に参加して変えていくということをしていかないといけないと思う。まちづくり協議会の関わりについて、市役所が全てを担って向上させようというのは、物理的に困難ではないかと思う。

市として公民館職員向けの研修をやってきているが、当然バラつきがでてくる。当然まちづくり協議会の会長等への研修もやっている。なので、それ以上踏み込んだ話になってくると、各地区で手を挙げていただいたりすることが必要になってくるのではないか。

(委員)

佐治のまちづくり協議会では、困っているから行政にお願いするという発想から、自分たちでできることからまず動き出すことに変わっていった。

危惧している点は、今の人材が頑張っているときはいいが、次の世代を育てることに行き詰まったとき、指定管理を続けられるかということである。

今まさに具体的な組織づくりや人材づくりをしているところである。自分でやってやろうという人が出てきづらいというのが現状であり、手を挙げてくれる機会を作っていないといけないと思っている。

(委員)

今言われたことは、この提言書(資料6)にもしっかり盛り込まれている。この提言を具体化していけばいいと思う。

(委員)

人材がないということについては、自分たちがやったことを次の世代に押し付け過ぎているせいではないかと思う。次の世代は次の世代の発想でやればいい。相手のやり方に任せることができないから、相手が重荷に感じるのだと思う。

(委員)

自治基本条例の13条にあるコミュニティとは誰が守り育てるのか。行政が10年前に開始されたまちづくり協議会がするというをここに明記するのは、とても意義があると思う。ここに明記することによって、人材育成や、地域活動は、まちづくり協議会がするということが条例上に表れているのはとても意味があると思う。

(委員長)

活発に活動されている地域からすると、条例にまちづくり協議会が定義された方が動きやすくなり、大人しい活動をしている地域では若い世代にアイデアを聞いたりしている。

全ての地域活動をまちづくり協議会がやらなくてもよいと思っている。定義上はまちづくり協議会等として、まちづくり協議会から移行した団体が担ってもいいと思う。

鳥取市としては、今の形を無理やり変えるようなことはせず、地域の中で話をしてもらい、地域が自分たちでやると決めた場合、我々としてはこの条例で背中を押したい、と思っている。そうすることで、他の地域の方々が気づかれたり、

自分たちも頑張らないとという話になるのではないだろうか。なので、指摘いただいたように、名付けることで意味が出るということは、機能としてあると思う。

(委員)

1つのパターンを全地区に押し付けるのではなく、いくつかの選択肢を用意してはどうか。その選択肢の1つとして、今までどおりというのも入っている、という方法があると思う。

地域での困りごとをどのように解決していくのか、というのが一番の目的であり、そのために協議会があつて色々なことをやっている。

コロナは最近出てきた問題であり、誰も体験したことがない。これから地域で色々な仕組みづくりが進んでいくのではと思っている。

(委員長)

では、方向感としては今言ったような形で、第13条については項目検討をしていく方向で考えるということとする。危機管理や広域連携の部分は、実態に合わせて文言を修正すべき部分については、異論がなければ条例の改正を検討においた形でやりとりさせていただければと思う。

(委員)

条例の改正に向けた提言に含めることには賛成するが、条例を見直すならしつかり動く段階まで進めてほしい。今作られている色々な計画は紙としてはできているが、動く段階になっていないものもある。

(委員)

先ほど、行政ばかりに頼んでいてもいけないから自分たちで動くという話があったが、そこが基本だと思う。地域でないとできないことは地域でやり、行政でないとできないことは行政でやる。行政でできないこともあるので、そこは地域でやるというのが、協働のまちづくりだと思う。自分たちのところができないから行政に何とかしてくれというのではなく、自分たちのところで仲間を集めて始めたらいい。最初に声を上げる人を応援するような雰囲気町があればできると思う。

(委員長)

方向感としては先ほど話したような形とさせていただきたい。今後のスケジュールについては、自治推進委員会で答申書をまとめて8月ぐらいまでに提出するというご理解いただければと思う。スケジュールに関してはここが

デッドラインだにご認識いただき、それまでの間に工夫をしながらとりまとめて、各地域が自分たちで考えて動けるような、参考になるような形でよりよくなるようなものを、相談していきたいと思う。

(1) ②地域組織のあり方検討の状況について

(事務局)

【資料2説明】

(委員)

今年度から館長が一般職になって良かったことは何か。また、館長が一般職になることで何を求められているのか。

(事務局)

館長が特別職から一般職に変わったのは、地方公務員法の改正により、令和2年度から全国一律に会計年度任用職員制度に任用が統一されたこと、その中で特別職非常勤職員の要件が厳格化され、公民館長が特別職から一般職に移行されたという流れである。

館長はそれまで週12時間程度の勤務だったが、実態調査の結果を踏まえ、現在は19時間という勤務時間をお願いしている。勤務内容は同じである。

(委員)

生涯学習事業の4つの項目について、公民館によっては取り組んでいないところもある。何かしぼりというのはあるのだろうか。

(事務局)

生涯学習委託事業は大きく4つの柱をもっている。これが一括交付金になり、社会教育の視点を十分に踏まえながら、まずは地域の目指す姿(コミュニティ計画)があるので、事業を組み立てていただくということに変わっている。なので、生涯学習委託事業の4項目にこだわるものではない。

(委員)

これだけはしなさい、というのもないということでもいいか。それぞれの地域がしたいということをしたらいいということか。

(事務局)

そのとおりである。

(事務局)

ヒアリングの部分について少し補足させていただきたい。実績報告については、まちづくり協議会の事務局をしている公民館に、こちらから訪問して検査をしている。

ヒアリングの結果としては、これまでは公民館が主体となって事業をし、そこに市民が参加するだけだったが、企画の段階から、住民が携わるようになって良かったという意見があった。一方で会議が増えてしまったという話もあり、工夫が必要という意見もあった。事業資金も今まで分かれていたが、地区が裁量をもって、やりたいことに注力することができるようになったというような意見をいただいている。

(委員)

最近、公民館職員の仕事が増えたと言われている。様々な業務を全部職員が担っているのではないかと感じる。

文章の中に公民館運営委員とあるが、そこは何を決められる委員会だろうか。

(事務局)

公民館運営委員会は、地域の意見を反映し、公民館事業の円滑な運営を目的としている。公民館事業の予算も監査したり、地区によっては事業に参画している場合もある。

(委員)

うちの地区は先日公民館運営委員会をしたところである。うちはまず公民館の基本的な運営方針、具体的なものを説明してもらい、今年は感染症対策の話もあった。その他、職員の仕事分担や決算報告、予算等についての話があった。

※委員長中座

(委員)

公民館の館長や主任、主事に対して、それぞれお願いしたいことを明確にすれば、色々な忙しさが少しずつ解消されるのではないだろうか。

(委員)

公民館は忙しいのか。

(委員)

忙しいと言われるところとそうでないところがある。

(委員) ※委員長代理

それぞれ公民館で事情があるのだと思う。

(3) その他について

①社会の変化に対応した地区公民館のあり方について (提言)

②次回の開催予定

③小委員会オブザーバーについて

(事務局)

【資料6説明】

(委員) ※委員長代理

公民館についても、提言だけでなく、ぜひ実現してほしい。

(委員)

ボランティア等の協力者に一定の報酬が支払われることが妨げられるものではないとある。ボランティアにお金を支払う場合に法人格がいるのか、税の関係はどうなるかと考えている。こうなると NPO 法人のように法人格をもたないといけないかと思っている。

(委員)

佐治の場合は小さな拠点づくり事業で、全部 NPO 法人で担っており、手伝いをしたら対価をもらえるようにしている。